

福岡医発第 2487 号 (地)
令和 3 年 12 月 4 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会 長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

例外的な取扱いとして接種券が届いていない追加接種対象者に対して
新型コロナワクチン追加接種を実施する際の事務運用について

今般、標記について厚生労働省より日本医師会を通じて、別紙のとおり情報提供がありました。

本件は、「ワクチン接種の予約に突然のキャンセルがあり、準備していたワクチンの廃棄を防ぐために、急遽接種を希望する者を募って接種を行う場合」や「勤務先の医療機関で追加接種を受ける医療従事者や職域で追加接種を受ける者について、接種券発行の手続きが間に合わず、接種日までに接種券が届かなかった場合」等に、例外的に接種券が届いていない対象者に対して新型コロナワクチン追加接種を実施する際の事務運用を示すものです。これらの場合には、医療機関より医療機関の所在市町村へご相談いただくことが基本的な考え方として示されております。なお、具体的な事務運用については別紙をご参照ください。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。